## 令和元年度第7回三次市農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和元年 10 月 7 日 (月) 午後 1 時 24 分から午後 2 時 26 分
- 2. 開催場所 三次市役所 6階 603号室
- 3. 出席委員(19人)

 1番 有重
 頁
 2番 池本 秀雄
 3番 上田 憲昭
 4番 大前 万寿美

 5番 近藤 幸惠
 6番 田村 弘文
 7番 寺重 茂晴
 8番 西田 峯雄

 9番 橋本 正二
 10番 橋本 洋資
 11番 林 敏明
 12番 平尾 敏之

 13番 平田 真一
 14番 廣瀬 勝秀
 15番 福田 博之
 16番 藤川 範雄

 17番 箕田 英紀
 18番 向井 泰治
 19番 桃田 義文

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程
  - 報告第27号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)
  - 報告第28号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
  - 報告第29号 非農地証明願承認
  - 議案第33号 農地法第3条
  - 議案第34号 農地法第4条第1項
  - 議案第35号 農地法第5条第1項
  - 議案第36号 農用地利用集積計画
  - 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対 する意見
  - 議案第38号 令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正
  - 議案第39号 令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)
- 6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

- 7. 会議の概要
- 局 長 只今から、令和元年度第7回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本 会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

- 局 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規 定により会長が総会の進行を行います。
- 議長のそれでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人であります。よって、 総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、寺重委員、西田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度第7回三次市農業委員会総会を開会します。

- 議 長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。
- 局 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。 報告案件が、報告第27号から報告第29号までの4件です。

議案が、議案第33号から議案第39号までの7議案です。慎重にご審議のうえ、ご 承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議 長 議事日程に従い、報告第27号から報告第29号について事務局から順次説明を求めます。
- 局 長 報告第27号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について1件ご報告いたします。

内容は,9月10日までに,利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については,議案書の1ページに掲載していますので,ご一読ください。

報告第28号「農地法第3条の3 (相続等による権利移動)」について5件ご報告いたします。

内容は、9月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の2ページから4ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第29号「非農地証明願承認」について1件ご報告いたします。

議 長 報告第27号から第29号を報告いたしました。 報告3件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

- 議長 議案第33号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。
- 局 長 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請」について3件,ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 54	土地の所在か	5, 秋町	,地	目は田で,	面積が 92	3 ㎡, 譲渡/	人が,
広島市南区大須	[賀町	, ••••	●さんと,	山県郡北	広島町大朝	<b>]</b> ,	••
●●さんで,持	分がそれぞれ	2分の1,	譲受人が,	秋町	, ••	<b>●●</b> さん,	経営
サカけ 譲受人	11 795 m²	きまり窓け	双方の要望	週に トス所	有権移転で	べす	

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長地元委員の意見はありませんか。

- 8 番 譲渡人は姉妹です。実家は空き家となっており、農地の維持管理ができないため、 現在耕作してもらっている譲受人に譲渡を申し入れ、双方が合意し今回の申請となり ました。農業機械の保有状況、農業への意欲共に問題ありません。周辺農地への影響 はありません。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号 54 を決します。 次に申請番号 55 の説明を求めます。
- 局 長 申請番号 55 土地の所在が,布野町下布野\_\_\_\_\_\_,ほか 1 筆,地目はすべて畑で,面積の合計が 957 ㎡,譲渡人が,安芸郡府中町浜田\_\_\_\_\_\_,●●●●さん,譲受人が,布野町下布野\_\_\_\_\_\_,●●●●さん,経営状況は,譲受人 8,843 ㎡,申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 4番 譲渡人は遠方に住まわれており、地元に帰られる予定がありません。近所に住まわれている譲受人に譲渡を申し入れ、話がまとまりました。譲受人の機械の保有状況、 周辺農地の状況からも問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 55 を決します。 次に申請番号 56 の説明を求めます。

申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 56 土地の所在が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_\_, ほか 5 筆、地目は、田が 2 筆で、3,051 ㎡、畑が 4 筆で、703 ㎡、面積の合計が 3.754 ㎡、譲渡人が、東京都練馬区貫井\_\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人は新規営農、

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 6番 譲受人は I ターンで平成 29 年に譲渡人の住宅を購入されていました。それに付随する農地を今回購入されるもので、営農に向けた準備をされてきました。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決します。

議案第33号「農地法第3条」については、申請番号54から申請番号56までを異議なしと決します。

議案第34号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について2件,ご説明申し上げますので,ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 11番 申請地はフケ田で、3年かけて農地改良して畑として活用されます。審議のほどよ ろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号 41 を決します。 次に申請番号 42 の説明を求めます。
- 局 長 申請番号 42 土地の所在が、南畑敷町\_\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 566 ㎡、申請人が、広島市西区上天満町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、一時転用による農地改良です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 3 番 申請地は、隣地が駐車場、作業場に転用されるにあたり、くぼ地となるため、嵩上 げを行うものです。一次転用後は農地として活用されます。審議のほどよろしくお願 いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決します。

議案第34号「農地法第4条第1項」については、申請番号41及び申請番号42を 異議なしと決します。

議案第35号「農地法第5条第1項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について2件,ご説明申し上げますので,ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 58 について、申請者から、申請内容の一部を変更したい旨、申出がありましたので、議案書の訂正をお願いします。右から 3 列目に、上から、形態、用途、施設、施設面積を記載しています。その内、施設の欄が、「駐車場 4 区画、庭敷」となっていますが、「駐車場 4 区画」が「家庭菜園」に変更になります。これにより、施設の欄は、「家庭菜園、庭敷」となります。なお、申請事由は、「宅地拡張」で変更ありません。

	申請番号 58	土地の所在が,	廻神町	,抖	也目は田で、	面積が 346 ㎡,	譲	度人
が	,広島市安芸	区矢野南	, ••••	<b>)</b> さん,	譲受人が,	廻神町	_, (	
	<ul><li>●さん、申請</li></ul>	うけい おおれ おおれ おおれ おおれ とうしゅう おおれ とう おおれ とう おおれ とう はん しょう しょう はん しょ はん しょう はん しょう はん しょう はん しょう はん しょ しょ はん しょ はん しょ しょ はん しょ はん しょ はん しょ	張です。					

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 15番 譲渡人の親が庭敷として無断転用していた案件で、宅地を購入された譲受人が、庭敷と家庭菜園として活用されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号 58 を決します。 次に申請番号 51 の説明を求めます。
- 局 長 申請番号 51 は、譲受人の過去の転用実績において、一部許可内容と異なる建造物が 設置されている疑いがあったため、前回の総会において保留とした案件です。その後、 許可内容どおりに修正することが確認されたため審議しようとするものです。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 3 番 以前に許可した用地だけでは、足場材料等の置場として狭いため、新たに用地を取得して資材置場として活用されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決します。

議案第35号「農地法第5条第1項」については、申請番号58及び申請番号51を 異議なしと決します。

議案第36号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第36号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書 11ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、1件で 3,176 ㎡、農地中間管理権の取得にともなうものが、2件で 11,265 ㎡、合計が、3件で 14,441 ㎡です。

各申請については議案書の9ページ及び10ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第36号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。 異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第36号「農用地利用集積計画」について、承認することに決します。

議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案 に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろし くお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、14ページの照会に対して、18ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、三若地区で作成された、人・農地プランに基づいてプランの担い手である、有限会社 $\oplus \oplus \oplus$ に農地 5 筆、11,265 ㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

議 長 それでは、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願します。

## 全委員(全員举手)

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。

議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決します。

議案第 38 号 「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第38号「令和元年度 農作業労賃等標準額の一部改正」について、ご説明しますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、現在、1時間当たり 844 円となっている軽作業雇用労賃の標準額を、広島県最低賃金の改正に伴い、改正後最低賃金の 871 円に引き上げようとするものです。 以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、 議案第38号「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」について、 異議ございませんか。挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 議案第 38 号「令和元年度農作業労賃等標準額の一部改正」は異議なしと認め、承 認いたします。

議案第39号「令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」 について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第39号「令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」に ついてご説明しますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定に基づき、三次市長に対し、「農地等利用最適化推進施策の改善」について、意見を提出しようとするものです。

意見書の概要については、上岡係長からご説明します。

係 長 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき,令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、ご説明申し上げます。

本年,5月7日,7月5日,8月5日,9月5日の4回の意見書委員会を開催し,意見書委員会の皆さんには忙しい中,意見の取りまとめをしていただきました。

令和2年度農地等利用最適化推進施策の中では、1担い手の育成・支援について、

就農者の負担の軽減策として, (1) 農機具の貸出制度, (2) 認定農業者の大型機械 購入補助制度, (3) 担い手等が市外から農業就労者を雇用する際の住居の確保などに ついて支援をお願いするものとなっています。

また、新たに4荒廃農地・遊休農地に係る施策について、利用状況調査を炎天下の中で調査いただいている委員の皆さんのことを考慮しながら、効率化を図るためドローンの導入検討をいただくこととしています。

またその他では、栽培技術改善の普及指導に加え、多品目栽培など高付加価値化への視点も加えた新たな農産物の促進により、農家の所得向上を図ることで、農地の維持保全に努めていただいたいとの意見を取りまとめています。

ご審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願いします。

- 議 長 質疑はありませんか。
- 16番 意見を取りまとめていただいた委員の皆さんに敬意を表したうえで, 意見を述べさせてもらいます。

1担い手の育成・支援について(1)の就農者を新規就農者と明記してはいかがでしょうか。また、貸出制度とありますが、受ける方と農機具を用意する方で難しいことがでてきますので、購入補助制度にしてはいかがでしょうか。(2)大型農機購入補助制度を導入補助制度にしてはいかがでしょうか。

また,2認定農業者以外の農業後継者への支援についてで,小規模農家とありますが,小規模出荷農家としたほうが,明確になるのではないでしょうか。

3有害鳥獣対策についてで、狩猟者が年々人数も減りとありますが、農政課に聞いたら一昨年の状況では増えていると聞きましたが実際はいかがでしょうか。

4の(2)臨時職員の配置の予算確保を要望に変えたらいかがでしょうか。

5の(4)について、補助要綱の変更ではなく改正が正しいのではないでしょうか。 特に、回答を求めるものではありませんが、意見を申し述べさせてもらいました。

- 係 長 時間的に再度,委員の皆さんに提示することは難しいと思いますが,委員述べられ た意見を精査して,意見書に反映させていただければと思います。
- 議長意見書の最終的な表記については会長に一任いただいてよろしいでしょうか。

16番 (了承)

議長 それでは、 議案第39号「令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する 意見書(案)」について、異議ございませんか。挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議長 議案第39号「令和2年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」 は異議なしと認め、承認いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、11月5日(火)午後1時30分から、三次市役所6階603会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第7回農業委員会総会を終了します。